

■ライオンズクラブとインターネット

ライオンズクラブ国際協会は1998-1999年度プログラムにおいて、新しい通信手段のインターネットについて、次のように述べている。

自分たちの地域社会独特の活動のほかに、協会がライオンズのために企画する活動やプログラムについても学ぶようお願いする。ライオン誌その他の出版物を注意して読むよう心がけよう。インターネットが使える場合には、国際協会のホームページである <http://www.lionsclubs.org/> を訪ねよう。

このページには、ライオンズクラブ国際協会とそのプログラムについて、常に最新の情報が掲載されている。

2001年2月までは8ヶ国語の国際協会ホームページも、現在日本語も含めて11ヶ国語で運用されている。

■オンライン月例会員報告（役員必携第2編5項参照）

国際協会は最初にWMMR (Web Monthly Membership Report)を立ち上げた後、新しい会員報告システムeMMR (Electronic Monthly Membership Report)を開発し、段階的にシステムの切り替えを図っている。すでに2006年1月からスウェーデン(MD101)、スイス(MD102)、オランダ(MD110)、ドイツ(MD111)、オーストリア(MD114)で導入されたのをはじめ、ヨーロッパ各国で利用されている。

日本においては、ライオン誌日本語版事務所が2005年3月ServannAシステムを立ち上げており、国際協会からの要請によってWMMRとServannAを接続するeMMR ServannAを構築して2010年3月分報告から実施している。同新システムには日本の35準地区すべてが連動している。このため、eMMR ServannA上で入力したデータが同時に送信されることになり、クラブ会員の異動については国際協会、準地区、ライオン誌日本語版へ一度に送信される。システムの利用方法については、ライオン誌ウェブ・マガジンに掲載されている「eMMR ServannA操作マニュアル」を参照する。詳細は、地区IT委員会に問い合わせる。

「2013年10月から国際理事会によって、日本だけを対象とした特別な3年間のパイロットプログラムとして、「日本家族会員パイロットプログラム」が導入された。このプログラムでは、家族会員として加えられる会員（子会員）は、世帯主と同一のクラブに所属して活動し、同一または隣接する都道府県に居住している限り異なる住所であっても、家族会員として国際会費半額免除を受けられる（4名まで子会員となることできる）。」後掲太平洋アジア課のウェブサイトには家族会員登録の方法が掲載されている。

【参考】 複合地区および地区は役員名をオンラインで国際協会へ報告する。リジョン・チェアパーソンとゾーン・チェアパーソンがアワードを受け取るためには、地区ガバナーによって役員名が登録されている必要がある。2012年8月にWMMRとLeoMMRが統合され、「MyLCI」の新しいサイトが運用されている。地区ガバナーはMyLCIのサイト上で、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンを登録する。

(eMMR ServannA ログイン画面)

<https://www.servanna.net/general/common/login.php>



(参考:MyLCI ログイン画面)

<https://www7.lionsclubs.org/Login.aspx>



■インターネット倫理規定

2001-2002 年度 8 複合地区 IT 委員長連絡会議において、ホームページの充実や情報を取り扱うための倫理規定を採択した。これにより我々はホームページを掲載する場合、その内容について完全な自己責任を明確にし、報道人としての自由と自己管理を行うものとする。

ライオンズクラブ・ウェブ通信ガイドライン

ライオンズ「Web site 倫理綱領」(Web site プレスコード)

ライオンズクラブの名称または紋章を用いた、インターネットホームページやメール通信については、広く閲覧に供するための公共性・データの記録や転送・不正使用や不法通信妨害の防止などを考えて、それぞれの組織内において自主的システム管理を行わなければならない。

1. 複合地区・準地区・クラブにおいてホームページを開設する場合は、IT 委員長を Web site 管理者とする。
2. 前項の各組織段階におけるライオンズクラブの名称または紋章の使用は、98 年 9 月国際本部ウェブページ方針声明及び認可規準により、ライオンズクラブ国際協会の名称紋章、諸マークの使用規準を遵守する。
3. 各組織段階ホームページの開設は、それぞれ協議会議長・地区ガバナー(リジョンやゾーンを含む)・クラブ会長などの承認の下に開設する。
4. 報道や画像処理は、ニュースを事実に基づいて公正に伝える。
5. ライオンズクラブの品位を貶めるような内容を掲載してはならない。
6. プライバシーの保護に留意し、人権侵害にわたる記事や用語を掲載してはならない。
7. 人に嫌悪感を与えるような記事や用語を掲載してはならない。
8. 公序良俗に反する記事や用語を掲載してはならない。
9. 上記に反する掲載内容は、複合地区 IT 委員長連絡会議の判断により、議長連絡会議に報告し削除する。
10. このウェブ通信ガイドラインは、各組織段階の協議会議長・地区ガバナー・会長及びそれぞれの IT 委員長が管理する。

■ウィルス対策

インターネットを利用する上で、ウィルス・スパイウェア等に対する対策は必須である。適正な防護対策をとれば不要に恐れる必要はない。市販の対策ソフトの導入はもとより、システムのアップデートに対しても留意すべきである。ウィルス等に感染するという事は、自身が被害者となるばかりでなく、自身が新たな加害者として被害拡大につながるものであり、慎重な対策が望まれる。また最近ではプロパイダ(Internet Service Provider)によっては、不良到着メールの排除に、件名の頭に [SPAM] や [MEIWAKU コを自動的に識別記号として付けている。マイクロソフトの Outlook Express をメールソフトとして利用される方は、スパムメールと判断されたメールには、メール件名の先頭部分に [SPAM] 等と追記されており、メールソフトのメッセージ振り分け機能を用いて、これらメールをゴミ箱に移動できるようにすることができる。

注: Outlook Express であれば、ツール→メッセージルール→メールから、新規作成で所定の設定を行う。詳細に関しては、地区 IT 委員会へ問い合わせること。

■ライオンズクラブ IT 化と個人情報管理

1. インターネットに限らず、近年個人情報の保護に対する取組が重要なものとなっている。2005 年 4 月全面施行された個人情報保護法および国際協会のプライバシーに関する方針を遵守し ライオンズクラブにおいても個人情報の管理に対しては、その重要性を理解し、慎重かつ、適正な管理が求められている。
2. 個人情報管理に対する指針
 - イ. 各組織がインターネットを開設、接続するときは、ネットワーク管理者を置く。
 - ロ. ネットワーク管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という)を取り扱う管理責任者となり、適切な管理を行う。
 - ハ. Web site に掲載する情報は、発行者であるその組織の、最高責任者自己責任とする。
 - ニ. ライオンズクラブは PR のための組織情報公開と、行政や公益法人の行う情報開示(ディスクロージャー)の範囲は、異なることを理解する。

ホ. 個人情報収集する場合は、収集目的等を通知したうえで、必要な範囲の個人情報の収集に留める。

ヘ. 収集した個人情報は適切に管理し 第三者に提供、ないしは、開示等一切してはならない。

ト. この他個人情報に関して適用される法令、規範を遵守する。

■ IT とクラブ・地区並びに複合地区

1. IT 委員会の設置

クラブは運営委員会の一つとして IT 委員会を設置する。

IT 委員会はクラブのインターネット接続環境の整備と、双方向通信手段であるインターネットへの理解と普及、並びにクラブ内の印刷物や通信コストの省力化に努める。また、ホームページを制作しクラブアクティビティを広報し、PR 活動の一助とする。さらに、インターネットを通じて、ライオンズクラブ国際協会や複合地区・準地区・各クラブ並びに、一般のボランティア団体等の情報を収集し クラブに提供するとともに積極的に地域との交流や情報交換に努める。国際本部では 2000-2001 年度より、クラブのコンピュータ関係業務を担当する情報テクノロジー委員長 (IT 委員長) を任命するよう呼びかけている。IT 委員長の職務は、クラブのホームページ開設と維持、電子メールを利用したクラブのコミュニケーション・システム設定、月例会員報告 (eMMR ServannA) やアクティビティ・新役員の報告をオンラインで提出、協会の公式出版物や最新情報をインターネットで取り寄せることやコンピュータによるクラブ記録保管システム開発など多岐にわたる。

2. ホームページ運用と登録

クラブがホームページを開設した場合には、すぐに所属の準および複合地区へとリンクが繋がるようホームページサイトへの掲載を申し出る。また、Lion Net JAPAN へも、そのホームページから登録を行うことによってリンクページに掲載される (<http://www.lionnet.jp/>)。

3. 情報管理と責任

IT 委員会は個人情報の漏洩に嚴重な注意をはらう必要がある。また、ホームページを制作した場合、掲載内容が国際会則および付則に準拠しているかどうかの確認と、その掲載内容がライオンズクラブとしての品位にかない中立公正な内容である点についても確認、管理を行う。

作成されたすべてのホームページには、それぞれのクラブ名および地区名を明確に表示することはもちろんのこと、ホームページのサイト管理者を明記してその責任の所在を明らかにしておく必要がある。本必携第 I 編 I・14 項に、国際理事会が定めた「ライオンズクラブ国際協会の商標に関する方針」が掲載されている。(紋章が改定されますので、新しいものへ更新してください)

ウェブページへの使用許諾:

ライオンズのクラブ及び地区は、個々のウェブページにおいてクラブ及び (又は) 地区の名称を国際協会の商標と併用することができる。かかるウェブページは、クラブ又は地区を明示することをもって、ライオンズクラブ国際協会がその出典ではないことを明確にするものでなければならない。

なお個人情報に関しては、後掲の「ライオンズクラブ国際協会プライバシーに関する方針」を参考にする。

4. ライオンズクラブと IT (Information Technology)

ライオンズクラブに限らず当初は、IT=ホームページといったイメージが強く、IT 化とはホームページを開設することであり、IT 化推進とは、単一クラブにホームページの開設を奨励するという時代もあった。最近では各種文書の電子化、郵送やファックスを使用した紙媒体での報告からオンライン報告へ移行し、国際本部では完全オンライン・システムとなっている。また、ここ数年、急速にコンピュータやプリンタ等のハードウェア価格が低下し、通信環境面でも ADSL ・光通信回線などの高速通信回線が全国的に普及し、手軽に利用できるようになってきた。もはや「IT」とは特殊なものではなく、電話やファックスと同様、一般的に使うことのできるツールとなってきている。

クラブにおいても事務・運営の効率向上のために、さらにはアクティビティのためのツールとして、IT 化への対応は必須のものである。未対応のクラブにおいては、キャビネット事務局・地区 IT 委員会と連携して対応への準備をすることが求められる。